

【様式1】

倉敷市立船穂中学校 いじめ問題対策基本方針 [令和5年度]

いじめに関する現状と課題

・2小学校より進学してくるが、1校からは若干名だけであり、それらの生徒は入学時に溶け込むことがまず課題となる。もう1校からの生徒については、人間関係に固定化・序列化傾向が見られ、人間関係作りの面で成長の妨げとなる場合がある。人間関係を崩さないようにしようとする傾向も見られ、いじめが表面化しにくいことがある。また、インターネット・スマートフォン等の書き込みなどの問題には注意が必要であり、使用方法を含め情報モラルの指導を徹底したい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめ問題への対策は、県の基本方針に示された内容に基づいて実施するが、特に本校では次に示した内容について重点を置いて取り組む。

- 1 いじめや差別のない集団づくりの推進
- 2 生徒のいじめの問題に対する主体的な活動の推進
- 3 ネット上のいじめに関する教職員研修の実施
- 4 生徒への情報モラル等の指導や保護者の方への啓発の実施
- 5 100%の解消率を目標に、発生したいじめを徹底して解消

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針を保護者に周知し、学校のいじめに対する取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTA 研修会等を活用して、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善を図っていく。
- ・学校評議委員会等、地域の方との話し合いの場を設けることで、家庭や地域での生徒の様子を把握できるようにする。
- ・インターネットやスマートフォン等の正しい利用の仕方について PTA も対象にした研修を設ける。
- ・学校だよりなどを通して啓発活動を進めていく。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、発生したいじめ事案への対応。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・年3回開催(各学期に1回)

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・直後の職員会議で全教員に周知。緊急の場合は職員朝礼で伝達。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・校外: スクールカウンセラー, PTA 会長
- ・校内: 校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 教師カウンセラー, 学年主任, 養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・教育委員会, 児童相談所, 子育て支援センター

〈連携の内容〉

- ・いじめ事案の報告, 対応の相談

〈学校側の窓口〉

- ・校長, 教頭

〈連携機関名〉

- ・玉島警察署

〈連携の内容〉

- ・いじめ防止教室

- ・定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(教職員研修・生活指導)

- ・教職員の指導の充実を図るために、スマートフォン等における利用の現状や指導上の留意点について講演や資料等を基に研修を進める。
- ・学校生活の様々な場面で、生徒のそばに立ち見守りを行う。

(学習活動・生徒会活動)

- ・人権教育, 道徳教育, 特別活動を通して規範意識や集団のあり方についての学習を深める。
- ・いじめについて考える週間を設け、生徒自らが進んでいじめ防止の意識の高揚を促すように努める。

(居場所づくり)

- ・日ごろの授業や特別活動の中で、誰もが活動できる機会を設けるようにする。自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。

(情報モラル教育)

- ・インターネット・スマートフォン等の書き込みなどの問題に対して、情報を発信する責任を自覚し、適切な利用の仕方を身につけさせる。

② 早期発見

(実態把握)

- ・生徒の実情把握のためのアンケートを毎学期とり、教育相談を行う。また、生活ノート、普段の授業や休憩時間の過ごし方などに目を配り、生徒の実態をしっかりと把握する。

(相談体制の確立)

- ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見逃さないようきめ細かな声掛けや、いじめがあったときにいつでも相談できる人間関係づくりを整える。

(情報共有)

- ・生徒の気になる変化や行為があった場合、連絡・報告を大切に記録を残し、教職員間で情報共有できる体制をつくる。

(家庭との情報を共有)

- ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解・協力を求めるとともに、生徒が発する小さな変化やサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする等、積極的ないじめの認知への協力を求める。

③ いじめへの対応

(生徒の安全確保・組織的対応)

- ・いじめの報告を受けたときは、いじめられた生徒やいじめを知らせた生徒の安全確保等を十分に言い、速やかに関係団体等とも連携を取りながら組織的に対処する。なお、重大事態が発生した場合は、マニュアルに沿った対応をとるだけでなく、緊急対策本部を立ち上げて事件に対処する。

(いじめられた生徒への支援)

- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒側に寄り添って最後まで守り抜くことを最優先に考える。

(いじめた生徒への指導)

- ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、該当生徒周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。

(解消後の対応)

- ・いじめが解消した後も、保護者等と継続的な連絡を行う。